

令和8年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約に関する発注見通しについて(100万円以上)

令和8年4月1日現在

(上下水道部)

	担当課	契約の名称	履行期間	概要	選定基準
1	水道施設課	伊賀市水道施設環境整備業務委託(阿山)	契約締結日～ 令和8年12月中旬	阿山地域の水道施設敷地内の除草	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内のシルバー人材センターであること。 円滑に業務を履行することが出来る者。
2	水道施設課	伊賀市水道施設環境整備業務委託(上野・青山)	契約締結日～ 令和8年12月中旬	上野・青山地域の水道施設敷地内の除草	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内のシルバー人材センターであること。 円滑に業務を履行することが出来る者。
3	水道施設課	伊賀市水道施設環境整備業務委託(伊賀・大山田)	契約締結日～ 令和8年12月中旬	伊賀・大山田地域の水道施設敷地内の除草	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内のシルバー人材センターであること。 円滑に業務を履行することが出来る者。
4	下水道課	令和8年度下水道課所管施設草刈業務委託	契約締結日～ 令和8年12月28日	伊賀市下水道課所管施設の草刈業務委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する市内のシルバー人材センターであること。 円滑に業務を履行することが出来る者。